

茨城県土木部発注工事における「ICT技術活用の実施方針」

(目的)

第1条 この茨城県土木部発注工事における「ICT技術活用の実施方針」(以下「実施方針」という。)は、県総合計画のIV「新しい夢・希望へのチャレンジ」において、「ICTを活用した工事件数の割合」となる数値目標を達成することにより、県内建設業界にICT施工技術を普及・拡大させ、建設現場の生産性を向上させることを目的としたものであり、土木部発注工事におけるICT活用の基本的な事項を定めるものである。

(方針)

第2条 原則、全ての土木部発注工事において、「ICT機器による施工」かつ「情報共有システムの活用」を義務付ける。

(定義)

第3条 「ICT機器による施工」は、次のいずれかのICT(情報通信技術)機器を利用し施工するもので、ICT機器とはマシンコントロール機能またはマシンガイダンス機能を有した「ICT建設機械」、3次元測量ができるUAVや地上型レーザースキャナー等の「ICT測量機器」及びリアルタイム映像を送信可能なカメラ機能等を有する「通信端末機器」のこととする。

2 「情報共有システムの活用」とは、受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の様々な情報を、インターネットを介して共有・交換するASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)方式のシステムを活用することとする。

(関係要領)

第4条 「ICT機器による施工」、「情報共有システムの活用」は、以下に示す実施要領に基づくものとし、工事発注にあたっては、対象となる工事の特記仕様書に記載するものとする。

- (1) ICT活用促進工事(土工)実施要領
- (2) ICT活用促進工事(構造物工)実施要領
- (3) ICT活用促進工事(法面工)実施要領
- (4) ICT付帯構造物設置工事实施要領
- (5) ICT活用促進工事(舗装工)実施要領
- (6) ICT活用促進工事(舗装工(修繕工))実施要領
- (7) 建設現場における遠隔臨場に関する実施要領
- (8) 建設工事における情報共有システム実施要領

附則

この実施方針は、令和5年7月1日以降起工決議をする工事から適用する。